平成２６年（フ）第３３号
栃木県矢板市本町15番９号
破産者　有限会社川上商店
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１０４１号
横浜市西区戸部町６丁目217番地１　陽光ビル501、商業登記簿上の本店所在地横浜市戸塚区上矢部町276番地
破産者　株式会社プラス
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５７号
神奈川県鎌倉市大町２―１―11、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市藤沢572番地ラホーヤ藤沢704号室
破産者　有限会社ビジービー・カンパニー
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８１号
横浜市中区本牧大里町９番23―312号
破産者　有限会社ＪＳＹサービス
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
金沢市窪２丁目128番地
破産者　有限会社雅トレーデイング
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
三重県多気郡明和町大字金剛坂808番地４
破産者　有限会社オフィスミト
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４６号
三重県津市美杉町八知5572番地、前住所三重県多気郡明和町大字金剛坂808番地４
破産者　今井伸一郎
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１５６号
三重県桑名市大字下深谷部345番地６
破産者　飯田　幸造
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地1624番地１
破産者　玉扇酒造株式会社
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
広島市佐伯区薬師が丘３丁目９番11号
破産者　さくらビルド株式会社
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
三重県四日市市采女町892番地１　リネアリス花ノ木102
破産者　宮原　清志
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
山口県下関市彦島西山町２丁目16番20号
破産者　城月運送有限会社
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４０号
茨城県鹿嶋市大字浜津賀537番地40、開始決定時の住所茨城県稲敷郡美浦村大字信太2176番地
破産者　伊藤　芳和
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
千葉県富津市新井534番地
破産者　田中　亀吉
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第６号
静岡市駿河区津島町２番1005号、開始決定上の住所静岡市駿河区津島町２―２　ビレッタ静岡1005号室
破産者　堀川　健文
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県明石市藤江1004番地の４　アルファステイツ西明石Ⅱ604号
破産者　神戸　陽子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
沖縄県浦添市当山２―８―11　キャッスル棚原201、住民票上の住所神奈川県横浜市金沢区西柴１丁目25番27号
破産者　藤井　啓一
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７６号
沖縄県うるま市字具志川2888番地　具志川東住宅５―504
破産者　山入端由季子
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５１５号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目４番７―302号
破産者　林　　功治
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３５号
北海道浦河郡浦河町荻伏町24番地
破産者　大谷　栄大
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部